

## 鹿 児 島 県 公 報

平成30年10月5日（金）第3457号の2



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

## 監 査 委 員 公 表

○包括外部監査結果の報告に係る措置の公表

(監査委員事務局取扱い) 1

## 監 査 委 員 公 表

## 監査委員公表第17号

平成30年3月30日付けで公表した包括外部監査の結果に基づき、平成30年8月31日付け県病第84号で鹿児島県県立病院事業管理者から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年10月5日

鹿児島県監査委員 長野 信弘  
同 大 藪 豊  
同 田之上耕三  
同 桃木野幸一

「包括外部監査結果報告書及び報告書に添えて提出する意見」に基づく措置

監査テーマ 物品の取得、管理及び処分等について

監査の結果	措置の内容
報告書中 2.5.2 地方公営企業 ② 病院事業 （意見）病院別決算書の県立病院課資産・負債の配賦（今回の監査テーマの範囲外） 病院別決算書作成プロセスにあたり、まず県立病院課配賦前の決算書を作成し、その後県立病院課の資産・負債と資本勘定を各病院に配賦し、病院別決算書を作成している。その際に、配賦前の本庁勘定と配賦される資産・負債と資本勘定の差額を現金・預金で処理している。その結果、たとえば北薩病院については、決算書の現金・預金が△3,688百万円となり、△3,715百万円現金・預金を実際残高よりも過小に計上されている。この会計処理の影響で、セグメント情報の開示において、一般的にはセグメント資産の開示は正の数となるが、北薩病院のセグメント資産は、△412百万円となっている。配賦差額を本庁勘定に残すと、現金・預金が正しく表示され、各本庁勘定も病院別貸借対照表合計でゼロになれば、配賦が適切に実施されたということが分かるため、検証可能性も高まる。	県立病院課において、平成29年度決算書作成時に適切に対応した。

（意見）病院別貸借対照表の記載誤り

病院別に資産合計と負債・資本合計は合致しなければならないが、平成28年度の病院別貸借対照表について、差額が生じていた。この指摘後、差額は解消されており、改善されている。

#### 2.6.11 北薩病院

##### 6. 監査の実施結果

（意見）心臓血管撮影装置（アンギオ）93,000千円の購入後の実績管理について

北薩病院ではアンギオ等、高額医療機器の購入意思決定に際し、「医療機器等整備計画表（個別表）」を用いて、導入の必要性及び効果、年間収支見込、他県立病院の導入状況等詳細に検討している。しかしながら、資産取得後は、購入検討時の年間収支見込と収支実績との分析を行っておらず、当初見込みどおりに機器が稼働しているか検討されていない。アンギオのような高額医療機器は、病院の損益に与える影響が大きいため、整備計画どおりの効果が実際に得られたのか検証することが不可欠である。もし、収益あるいは費用について、期待された結果が出なかったのであれば、その原因を分析し、翌年度以降の改善策を立案する必要がある。

（指摘）器械備品の現物管理状況について

北薩病院のうち金額的重要性が高い資産や長期間経過している器械備品が所在している、薬局・講堂・放射線部・手術室・中央材料室・事務室・検査室等について、サンプリングで現物確認を実施した。その結果、現物を確認できなかったもの及び使用不能なものが、19件検出された。このように、多数現物がないあるいは未稼働のものが検出され、平成22年行政監査処分予定とし、早期の処分を求められていた資産についても、固定資産台帳に残っており、貸借対照表に計上されたままとなっていた。また、未稼働のものについて再使用できるものがあるとのことであったが、そのまま器械備品に計上されていた。

まず、実施すべきことは器械備品の現物照合である。器械備品が現状存在するものを、固定資産台帳に残し、それ以外は除却すべきである。しかし、診療科が廃止されているのに、器械備品がそのまま固定資産台帳に残されている事例もあった。このような場合は、あわせて廃止された診療科の器械備品も除却されても台帳には残されていることが多いため、特に留意すべきである。

次に現物は存在するが、使用できなくなった器械備品については、再使用できるものとできないものに分別し、再使用できるものについては、たな卸資産に振り替えるべきである。

このような指摘は、平成11年度の包括外部監査

病院合計では一致していたが、5病院に配賦する際に、誤った配賦を行っていたため、監査人の指摘を受け直ちに修正を行った。

医療機器の購入については、導入による収支面での効果が判断の一つではあるが、地域の中核的医療機関として担うべき高度医療提供のための導入の必要性という側面なども重要な要素であることから、このような内容を総合的に勘案し、導入の可否を検討している。

なお、当該医療機器については、当初見込みと実績を比較したところ、実績が当初見込みを下回ったため、原因分析を行い、改善に努めることとした。

固定資産台帳と現物が一致しない器械備品については、平成30年3月12日、同年5月31日及び同年6月14日に台帳から除却処分した。

また併せて、現物は存在するが使用できなくなった器械備品について、分別した結果、再使用できるものはなかったため、上記と同様に除却処分した。

なお、内部管理体制についての対応は、平成30年5月17日に開催した事務長・経営課長会議において、現状把握、改善策の検討等を行い、監査人の意見を取り入れた照合確認を今年度末に、試行的に行うこととした。

や平成22年度の行政監査でも受けている。今後、このような指摘を受けることのないよう、管理体制を見直し、そのような状況が生じた場合には、自主検査で問題点が検出できるよう北薩病院内での内部管理体制を構築すべきである。

また、モニタリング体制についても、県立病院課の指導や会計検査で留意すべきであるし、外部監査としても定期監査でこれらの指摘が解消されるまで、確認を続けるべきである。

管理体制を構築され、北薩病院の財政状態及び経営成績が、それぞれ貸借対照表及び損益計算書に適切に表示されるようにすべきである。

（意見）診療材料のたな卸資産計上について

診療材料について、現状は10万円以上の診療材料についてたな卸資産の計上を求めているが、平成28年度末は該当する診療材料がないため、たな卸資産に計上額はゼロであった。しかしながら、一般的には、たな卸資産の重要性は、年度末のたな卸資産全体で判断されるものであり、診療材料について県立病院事業の重要性が高ければ、たな卸資産に計上する必要があると考える。

たな卸資産の重要性は、年度末にある診療材料の全体で重要性を判断すべきであり、その他重要性に応じて、見直しを検討する必要がある。

（指摘）消耗備品の現物管理状況について

消耗備品の実査をしたところ、現物がないものが医療用消耗備品で1件（放射線部、除湿機、購入金額127千円）発見された。また、備品整理票が貼付されていないものが、医療用消耗備品及び管理用消耗備品について多数あり、現物の特定が困難な状況であった。

現品がない消耗備品については、その原因を調査し、企業出納員に報告しなければならない。また、備品管理票の貼付については、現品の実地照合の効率化や自主検査等のモニタリングや外部監査の実施の効率化のため、県立病院事業物品事務処理要領どおりの運用が求められる。

（意見）物品の管理体制の見直し

「（指摘）器械備品の現物管理状況について」及び「（指摘）消耗備品の現物管理状況について」において指摘した事象は、今回の指摘により一時的に改善しても、たとえば担当者が変わるタイミング、さらなる人員減が実行されれば、平成12年包括外部監査、平成22年行政監査のように、一時的に措置がなされても、時が経過すると現物管理がおざなりになるリスクが存在する。

県立病院事業物品事務処理要領に従って、平成28年度は器械備品の固定資産台帳に1,057件、照合印を押している。たとえば照合印を固定資産一覧表に集約し、実際に担当者が固定資産と照合し

県立病院事業において、診療材料のたな卸計上は、鹿児島県立病院事業会計規程及び鹿児島県立病院事業物品事務処理要領により、1件の購入金額が10万円以上の診療材料について行うこととされており、今後とも、効率的な経営と適正な経理の実施を勘案し、現在の会計規程等に基づき、適切に実施していく。

消耗備品台帳及び医療消耗備品台帳と現物が明らかに一致しない消耗備品及び医療消耗備品については、平成30年3月12日に台帳を整理した。

また、引き続き現物確認調査を行い、台帳と現物に相違があるものが確認されたので、平成30年5月31日に追加して台帳を整理した。

なお、備品整理票の貼付がない備品については、確認後、備品整理票の貼付を行った。

平成30年5月17日に開催した事務長・経営課長会議において、現状把握、改善策の検討等を行い、監査人の意見を取り入れた照合確認を今年度末に、試行的に行うこととした。

た原始証憑<sup>ひょう</sup>，たとえば各課担当者に担当の固定資産一覧表を渡して，現物とチェックした証跡のある帳票を残すことを提案する。これにより，照合印を押す手間を大きく省略し，モニタリング及び外部監査でも実際に確認した原始証憑<sup>ひょう</sup>を確認できるようになるため，現物確認を実施した心証が形成されやすくなる。

ただし，法令等の遵守は常に，業務の有効性及び効率より優先するため，これらの変更を実施する際は，「県立病院事業物品事務処理要領」を改訂しなければならないし，法令等の遵守した上で業務の効率化を図る必要があることに留意すべきである。

その他にも，管理水準をおとさず，作業量を低下させる方法，たとえばITの活用は，台帳の電子保存等の方策を県立病院局全体で立案され，管理水準を向上させ，維持されることを期待する。

（意見）北薩病院以外の4県立病院の器械備品の  
実地調査について

器械備品について固定資産台帳にあるが現物がないものを平成11年包括外部監査と今回の結果を比較すると北薩病院について平成11年実施結果よりも件数，金額とも大きく増加していた。そこで，北薩病院以外の固定資産台帳を入手し，北薩病院で現物が確認できなかった器械備品が，他4病院にないか検討した。確認できなかった器械備品として，北薩病院で現物が確認できなかった

10年以上経過しているビデオスコープ

10年以上経過しているファイバースコープ

10年以上経過しているシステム機器，PC，サーバー類

20年以上経過している放射線部の医療機械のうち高額備品（300万円以上の器械備品をいう。以下同じ。）

20年以上経過している薬局の医療機械のうち高額備品

20年以上経過しているリハビリ室の医療機械のうち高額備品

について他4病院の固定資産台帳に計上しているか，確かめている。その結果，1件102千円～13件4,112千円，該当する器械備品が存在した。

この結果だけでは，北薩病院の指摘事項等が他4病院でも該当するのか，それとも過年度の措置をふまえて改善されているのかわからない。しかし，同様の管理体制が整備されモニタリング及び外部監査が整備・運用されているため，北薩病院で発見された指摘事項等が，他病院でも該当がないか確かめるのは，有用であると思われる。

器械備品等の適正管理に関する通知を各病院あてに平成30年4月6日付けで発出した。

また，北薩病院以外の4病院において，器械備品の現物確認と除却処分を実施しており，平成30年8月16日までに，全病院の確認及び処分が完了した。

なお，今後も年2回実施する病院会計検査における定期的な現物確認を実施することとしている。